

令和3年6月3日

国有財産の監査結果について  
～ 国有財産の有効活用の観点から8件の指摘 ～

近畿財務局は、現在、国有財産法（昭和23年法律第73号）第10条第1項及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第3条の2の各規定等に基づき、各省各庁が所管する庁舎等の公用財産等について、未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出など、国有財産の有効活用及び財政貢献等の観点から実地監査を実施しています。

令和2年度においては、庁舎等の公用財産31件、各省各庁所管の普通財産2件及び用途指定財産2件の合計35件の監査を実施し、そのうち8件について問題点を指摘しました（別紙）。

指摘事案の内容は、

- ①庁舎等については、非効率使用の改善や余剰のある庁舎の有効活用等を求めたもの、
- ②各省各庁所管の普通財産については、引継ぎに向けた所要の作業を進めるよう求めたもの、であり、国有財産の有効活用につながるものとなっています。

なお、実地監査に基づき指摘した事案については、定期的に進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対し予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施しています。

今後も引き続き是正・改善の促進のため、フォローアップを実施していきます。

※ 全国分の国有財産監査の結果については財務省ホームページをご覧ください。

[https://www.mof.go.jp/policy/national\\_property/summary/result/fy2020/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/result/fy2020/index.html)

【問い合わせ先】

近畿財務局 管財部 統括国有財産監査官  
電 話 : 06-6949-6358

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘（6件）

（別紙）

省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
内閣府	大阪府警察本部	一般	—	第一機動隊	大阪府大阪市城東区関目4-11-2	検討	第一機動隊は、独身寮跡地が未利用であることから、具体的な処理方針を策定し、非効率使用の改善を図る必要がある。
法務省	大阪法務局	一般	—	大阪法務局東住吉出張所	大阪府大阪市東住吉区西今川3-27-3	検討	大阪法務局東住吉出張所は、財務局へ引継予定であるが、大阪法務局が一部を書庫として利用していることから、大阪法務局管内の書庫不足解消の検討を行い、有効活用を図る必要がある。
法務省	神戸地方方法務局	一般	—	西宮地方合同庁舎	兵庫県西宮市浜町90-5	検討	西宮地方合同庁舎は、入居官署の神戸地方方法務局西宮支局で余剰（約210㎡）が生じていることから、入居官署間の使用面積の調整により、非効率使用の改善を図る必要がある。
法務省	神戸地方方法務局	一般	—	洲本支局	兵庫県洲本市山手1-808-7	留意	洲本支局は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
法務省	神戸地方方法務局	一般	—	尼崎地方合同庁舎	兵庫県尼崎市東難波町4-427	是正	尼崎地方合同庁舎は、庁舎の一部について使用承認の手続を行わないまま、他官署に使用させていることから、速やかに使用承認手続未済の状況を解消する必要がある。
国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	和歌山建設監督官詰所	和歌山県和歌山市西汀丁18番地	是正	和歌山建設監督官詰所は、庁舎等の取得等予定に関する調書の提出がなかったことから、再発防止等の取組を行う必要がある。

是 正：用途廃止等の措置を求めたもの等

検 討：用途廃止等の措置に向けた方策を検討する必要があると認められるもの等

留 意：是正及び検討に該当するものの、その内容が軽微なもの等

## 2. 各省各庁所管普通財産等の指摘（2件）

（別紙）

省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
農林水産省	近畿中国森林管理局	一般	—	姫路市高岡新町	兵庫県姫路市高岡新町586-101外2	是正	姫路市高岡新町は、引継ぎに向けた所要の作業が行われてこなかったことから、速やかに財務局へ引き継ぐ必要がある。
国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	和歌山県（和歌山港湾工事事務所磯ノ浦宿舎）	和歌山県和歌山市磯ノ浦字西畑毛380-4	是正	和歌山県（和歌山港湾工事事務所磯ノ浦宿舎）は、引継ぎに向けた所要の作業が行われてこなかったことから、速やかに財務局へ引き継ぐ必要がある。